

令和4年度Googleビジネスプロフィールを活用した地域の観光集客力の強化事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和4年度Googleビジネスプロフィールを活用した地域の観光集客力の強化事業業務委託

2 委託期間

契約日から令和5年3月24日（金）まで

3 目的

Googleビジネスプロフィールに登録した施設はインサイトを活用することによりその施設を検索した者の情報を得ることができる。そこで、オーナー登録を実施した施設を対象に受託者がデータ分析機能で情報を収集、集約化することにより、一般ユーザーの検索情報からその施設及びエリアの傾向を得る。また、得られた情報を生かして、インバウンド向けコンサルを交えた商品造成のためのワークショップを実施する。

4 実施主体

埼玉県外国人観光客誘致推進協議会（以下「協議会」という。）

5 対象施設

協議会会員市町村管内にある観光施設等
（協議会会員は別紙参照）

6 委託業務の内容

(1) Googleビジネスプロフィール登録施設のレポート作成

Googleビジネスプロフィールに登録した施設を対象に、インサイトを活用して毎月の検索情報レポートを県内グループごとに作成し、各会員宛てフィードバックを行うこと。インサイトのどの情報を取りまとめるかは、企画提案において詳細に記述すること。

なお、県内グループは、協議会会員の地理的關係やGoogleでの検索キーワードの類似性等を考慮した上で、6つ程度のグループに分けて各会員最低1施設は対象となるよう調整すること。ただし、会員が辞退した場合はこの限りではない。

(2) Googleビジネスプロフィールの登録支援セミナー実施について

Googleビジネスプロフィールの登録を目指す民間施設を対象にしたセミナーを開催し、Googleビジネスプロフィールの登録を促すこと。セミナーに参加する民間施設について、受託者側で調整を行い、10者以上の参加を目標とすること。なお、民間施設の情報等を収集するための協議会会員への確認は最低限とし、民間施設の参加を促す際は原則協議会会員の協力を得ずに実施すること。

また、当セミナーを経てGoogleビジネスプロフィールを登録した民間施設について、(1)の対象に参入するよう働きかけること。

(3) ワークショップの実施について

(1) でレポートを作成した施設を対象に、レポートを基にしたワークショップを実施すること。実施にあたっては、(1)のグループ毎で構成し、それぞれにファシリテーターを用意し進行管理を行うこと。

ワークショップは、各施設の分析による傾向を明確にした上で、周遊観光の可能性を模索することを目的とし、観光商品造成の足掛かりとなるよう意識すること。

新型コロナウイルスの感染対策を実施した上で、実地での開催を計画すること。

(4) 成果報告書の提出

ア 提出物

- ・提出部数 1部
- ・電子データ（報告書を記録した電子媒体）

※報告書等の内容に当たっては、事前に県の承認を受けること。

イ 提出期限

令和5年3月24日（金）

※上記電子データも含む

ウ 提出先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県産業労働部観光課インバウンド担当

7 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、協議会の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託業務終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は協議会に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により協議会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に

損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

- (8) 協議会が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協議会事務局と協議を行うものとする。
- (9) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。

別紙 埼玉県外国人観光客誘致推進協議会 会員名簿

| | 団体名 | 団体名 |
|-----|-------|-------|
| 会員 | さいたま市 | 八潮市 |
| | 川越市 | 幸手市 |
| | 熊谷市 | 日高市 |
| | 川口市 | 伊奈町 |
| | 行田市 | 嵐山町 |
| | 秩父市 | 小川町 |
| | 所沢市 | 吉見町 |
| | 飯能市 | ときがわ町 |
| | 本庄市 | 横瀬町 |
| | 春日部市 | 皆野町 |
| | 鴻巣市 | 長瀬町 |
| | 草加市 | 小鹿野町 |
| | 桶川市 | 東秩父村 |
| | 久喜市 | 寄居町 |
| 北本市 | 杉戸町 | |